

事務連絡  
令和3年1月26日

公益社団法人  
日本看護協会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る看護職人材バンクについて

日頃より地域保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所支援のための人材確保については、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組について」（令和2年9月25日付け健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号）において、都道府県単位で看護職を登録する人材バンク（リスト化、定期的な研修実施等）を創設することになっており、この度、来年度からIHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）として運用することとなりました。

このIHEATの運用については、別添「新型コロナウイルス感染症応人材バンクの運用について（令和2年度概要）」（令和2年11月18日付け事務連絡）の概要の通り、看護職員が保健所等で業務を支援するため、IHEATへ登録していただくこととしております。

つきましては、IHEATへの登録に御協力いただけるよう、別紙1について、貴協会から、潜在看護職員等に対し、メールによる情報発信やホームページ等への情報掲載による周知をお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省健康局健康課保健指導室

担当：十川

連絡先：東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03(5253)1111 内線（2332）



事務連絡  
令和2年11月18日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症対応人材バンクの運用について（令和2年度概要）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、都道府県内の緊急時の対応を可能とするため、厚生労働省では、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日（健健発0925第1号・健感発0925第1号・総財調第25号）により、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設することとしました。

各都道府県内の人材バンクの運用について、令和2年度の概要をお送りいたしますので、ご活用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。また、都道府県下の保健所への周知も併せてお願いいたします。なお、令和3年度以降の運用については、改めて要領を発出予定です。

【担当者】

厚生労働省健康局 健康課 保健指導室

担当：守川・十川

連絡先：東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03-5253-1111(内線2391)

メールアドレス：hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症対応人材バンクの運用について（令和2年度概要）

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る人材バンク活用の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、更なる保健所体制の体制整備が求められている。

都道府県内の緊急時の対応を可能とするため、厚生労働省では、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日（健健発0925第1号・健感発0925第1号・総財調第25号）により、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設することとした。

感染拡大時において、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健所で保健師等の専門職が不足した場合の支援協力については、原則として、感染が拡大している都道府県内で職員の派遣を調整することとなるが、当該都道府県内における職員の派遣だけでは対応が困難となる場合は、人材バンクに登録されている人員の活用を可能とするものである。

なお、さらに感染が拡大し、人材バンクに登録されている人員の活用だけでは対応が困難な場合は、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」（令和2年11月2日（健健発1102第1号））により、当該都道府県の応援要請に基づいて、感染が拡大している都道府県以外の都道府県、保健所設置市・特別区その他市町村の職員が応援派遣されるものである。

### 2. 人材バンクの枠組

#### （1）登録名簿について

人材バンクに登録されている名簿は、以下のうち、感染が拡大している都道府県等において保健所支援への協力が可能な専門職で構成されている。

- ① 大学教員等で構成される公衆衛生に関する関係学会・団体に所属する会員
- ② 保健師・管理栄養士等で構成される中央の関係団体の会員
- ③ 各都道府県が都道府県の関係団体や大学教員等から確保している支援協力者

なお、②と③は令和3年度より運用予定。

#### （2）名簿の活用について

- ① 感染症の流行が拡大している都道府県内で、当該都道府県内における支援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、人材バンクに登録されている支援協力者に当該都道府県内の保健所等への支援の協力を依頼する。支援協力者は保健所等において保健所長等の指揮のもと、支援業務を行う。なお支援協力を強制するものではない。
- ② 支援協力者の活動期間は、支援協力依頼を行う都道府県と支援協力者と協議の上、柔軟に設定できるものとする。

### 3. 平時

#### (1) 非常勤職員の任用について

- ① 都道府県等は、感染拡大時に備え、あらかじめ、給与水準等任用に必要な事項について関係部局と調整を行い、速やかに任用できるよう準備しておく。
- ② 都道府県は、保健所設置市及び特別区の非常勤職員としての任用等について、その調整等に積極的に関与するとともに、都道府県内で複数の保健所等で支援協力者の活用が求められることも想定されることから、重複しないで円滑に任用できるよう支援協力者について把握しておく。

### 4. 感染拡大時

#### (1) 支援協力者の決定

- ① 感染症の流行が拡大している都道府県等は、当該都道府県内における支援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、人材バンクに登録されている支援協力者に当該都道府県内の保健所等への支援の協力を依頼する。
- ② 支援が必要な期間、活動場所及び具体的な業務内容（濃厚接触者との接触の可能性など感染リスクの有無を含む。）等を確認し、それらを支援協力者に提示し、協力を依頼する。

### 5. 費用と補償（以下は、令和2年度の内容）

#### (1) 費用について

支援協力者の派遣に際して負担する費用、給与等については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の感染症対策専門家派遣等事業の交付対象となる。

なお、令和2年度一般会計補正予算（第1号）において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設された。会計年度任用職員等を採用してこれらの業務に従事させる場合又は既存の職員の業務内容を見直してこれらの業務に従事させるとともに会計年度任用職員等を採用して既存の業務の一部に従事させる場合における会計年度任用職員等の人件費に充当することも可能である。

#### (2) 公務災害補償の取扱い

非常勤職員である保健師等の災害補償については、当該非常勤職員が労働基準法別表第一第十三号に規定する病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業に従事するものと位置付けられることから、労働者災害補償保険法に基づき実施することとされている。

非常勤職員である保健師等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にあっては、令和2年4月28日付けで発出された厚生労働省労働基準局補償課長通知（基補発 0428 第1号）に基づき、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場

合には、労災保険給付の対象となる。なお、具体的な取扱いについては、同通知の記の2による。

6. 令和3年度以降について

令和3年度以降の運用は、令和3年2月頃に要領を発出予定であるとともに、人材バンクの学習用の教材も併せて提供予定である。

事務連絡  
令和3年1月26日

公益社団法人  
日本看護協会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る看護職人材バンクについて

日頃より地域保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所支援のための人材確保については、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組について」（令和2年9月25日付け健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号）において、都道府県単位で看護職を登録する人材バンク（リスト化、定期的な研修実施等）を創設することになっており、この度、来年度からIHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）として運用することとなりました。

このIHEATの運用については、別添「新型コロナウイルス感染症応人材バンクの運用について（令和2年度概要）」（令和2年11月18日付け事務連絡）の概要の通り、看護職員が保健所等で業務を支援するため、IHEATへ登録していただくこととしております。

つきましては、IHEATへの登録に御協力いただけるよう、別紙1について、貴協会から、潜在看護職員等に対し、メールによる情報発信やホームページ等への情報掲載による周知をお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省健康局健康課保健指導室

担当：十川

連絡先：東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03(5253)1111 内線(2332)

看護職員の皆様  
ナースセンターに登録されている皆様

日頃より地域保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、更なる保健所の体制整備が求められています。

厚生労働省では、感染拡大時に都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）の保健所で看護職等の専門職が不足した場合に、専門職を確保できるよう、都道府県単位で看護職等を登録する IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team（人材バンク））を創設します。看護職の皆様には、以下の概要等を御確認いただき、是非 IHEAT への御登録をお願い申し上げます。

## 1. 概要

### 1) 研修の受講

令和 2 年度については、厚生労働省から積極的疫学調査に関する研修資料（e-ラーニング）を送付しますので受講してください。令和 3 年度以降は、都道府県が研修を実施します。

### 2) 支援の実施

感染拡大している都道府県から保健所への支援協力の依頼があります。

※詳細は都道府県との調整になります。また、支援は強制ではありませんので、断ることも可能です。

#### (1) 勤務日数

1 週間程度

#### (2) 業務内容

①新型コロナウイルス感染症にかかる積極的疫学調査

②新型コロナウイルス感染症にかかる積極的疫学調査以外の業務（電話相談等）

③新型コロナウイルス感染症以外の感染症対応、精神保健、難病対策

※受援自治体において②や③の業務に従事している看護職が、新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査に従事するため、看護職に②や③の業務を求めることもあります。

#### (3) その他

身分、謝金等については、都道府県の規定等に基づきます。

登録していただく場合は、下記メールアドレスへ、件名を「IHEAT 登録希望」、本文に登録希望の旨及び氏名を記載いただき、メール送付してください。メールを受信後、厚生労働省から今回お送りいただいたアドレスに登録に必要な書類を送付させていただきます。

登録締切：2月5日（金） 17：00

【お問い合わせ先】

厚生労働省健康局健康課保健指導室

担当：十川

電話番号：03(5253)1111 内線（2332）

令和3年1月

厚生労働省健康局健康課保健指導室長